

八峰町に転入された方、転入を予定されている方に、 下記の助成金を用意しています！

<用語の定義>

- Uターン者・・・町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住居登録した人
(但し、在学期間は含まない)
- Iターン者・・・町外出身者であって、新たに八峰町に住居登録した人
- <交付対象者> 八峰町に住居登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者
- <申請期間> 申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内《厳守》
〔平成27年11月1日を基準日とした場合、平成25年10月31日以前に転入した人は住民登録から2年が経過しているため申請することができません〕
- <返還規定> 奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額又は一部返還していただきます

定住奨励金

1. 交付額 ①単身で転入した場合は 150,000円 ②家族で転入した場合は 300,000円
2. 交付申請
交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。
<必要な添付書類>
住民票謄本、戸籍の附票謄本（転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの）等

定住用住宅取得等助成金

1. 対象物件
住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件
(以前の規定:「但し、住民登録後に購入・借用した物件に限ります。」)
2. 対象費用
定住用住宅として購入・借用した住宅の改修等に係る費用
〔・「八峰町住家リフォーム支援事業」との併用はできません。
・10㎡以上の新築・増築を行う場合は「確認申請」が必要になります。
・家電（テレビ、洗濯機等）の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。〕
3. 助成額
対象費用の1/2に相当する額、又は50万円のいずれか低い方の額（千円未満切捨）を助成します。
(以前の規定:「但し、改修等に要した費用の額（千円未満切捨）に応じて、50万円を上限として助成します。」)
4. 交付申請
交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。
<必要な添付書類>
定住奨励金の「交付決定通知書」（定住奨励金の申請と同時に進行の場合は不要）、工事内容を確認できる書類（工事請負契約書、見積書）、施工箇所の写真等
※ 補助金の交付を受けることができない場合もありますので、詳細は下記へお問合せください。
【問合せ先 八峰町企画財政課 企画係 ☎0185-76-4603】

偲ぶ心に
真心を込めて。

法事用
料理

お寿司・お刺身
オードブル承ります
八峰町地区〔昼・夜とも〕
3,000円以上で配達致します。

お寿司の宅配とお持ち帰り

すしたいむ
鮎待夢
SUSHI TIME

能代店 能代市南陽崎31-20
TEL.0185-55-3277

葬儀用供物の「送り飾り」(仏事アートフラワースタンド)
鮎待夢の商品券を添えてお届けします。

八峰町プレミアム商品券・敬老記念商品券取り扱い店



宝くじ助成金事業を受けて

岩館第2自治会では
地域防災用備品を導入しました

この度、一般財団法人自治総合センターの地域防災組織育成助成事業を活用して、岩館第2自治会へリヤカー、非常用発電機、チェーンソー、台車、ライト、ヘルメット、なたを導入しました。地区の住民が自らの地域を災害から守るために活用されます。

同事業は、宝くじの普及宣伝と安全な地域づくりを目的に助成されています。

